

第1回 福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称)

第1回 北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称)

会議資料

日 時 : 令和3年5月28日(金)

10:00~

方 法 : Web会議(「Webex」を使用)

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 協議会設立について
 - 1) 協議会設立趣旨(案)について
 - 2) 協議会設立の背景について
 - 3) 流域治水について
 - (2) 協議会規約(案)について
 - (3) 今後のスケジュール(案)について
3. 意見交換
4. 閉 会

(1)協議会設立について



1) 協議会設立趣旨(案)について



協議会設立の趣旨(案)

平成29年7月九州北部豪雨をはじめ、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など、近年、全国各地において激甚な水災害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降水量の増大や水災害の激甚化・頻発化が予測されています。

こうした背景から、令和2年7月に社会資本整備審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」の答申があり、水災害リスクの増大に備えるために、これまでの河川・下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域から氾濫域にわたる流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」へ転換すべきであると提言されました。

これを受けて、全国109の全一級水系及び、12の二級水系では、流域全体で今後取り組むべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水の取組を推進しているところです。

この度、福岡県の二級水系においても、4つの圏域に分割し、「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的として協議会を設立するものです。



流域治水協議会の圏域図(案)について

【凡例】

- 一級河川流域 — 国管理区間
- 二級河川流域 — 県管理区間

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称)

(主な対象水系)

中川、大根川、湊川、唐の原川、多々良川、御笠川、那珂川、樋井川、室見川、名柄川、十郎川、七寺川、江ノ口川、瑞梅寺川、桜井川、雷山川、一貴山川、加茂川、福吉川

(構成市町村)

福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町

南筑後圏域 流域治水協議会(仮称)

(主な対象水系)

隈川、堂面川、大牟田川、諏訪川(関川)

(構成市町村)

大牟田市、みやま市、荒尾市、南関町

北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称)

(主な対象水系)

貫川、竹馬川、相割川、奥畑川、清滝川、大川、村中川、紫川、板櫃川、撥川、割子川、金山川、金手川、矢矧川、汐入川、釣川、手光今川、西郷川

(構成市町村)

北九州市、宗像市、福津市、岡垣町

京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会(仮称)

(主な対象水系)

佐井川、岩岳川、中川、角田川、上河内川、城井川、音無川、祓川、江尻川、今川、長峽川

(構成市町村)

行橋市、豊前市、添田町、赤村、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町



2) 協議会設立の背景について



近年、全国各地で自然災害が頻発

平成
27
〜
29
年

平成27年9月関東・東北豪雨



①鬼怒川の堤防決壊による浸水被害
(茨城県常総市)

平成28年熊本地震



②土砂災害の状況
(熊本県南阿蘇村)

平成28年8月台風10号



③小本川の氾濫による浸水被害
(岩手県岩泉町)

平成29年7月九州北部豪雨



④桂川における浸水被害
(福岡県朝倉市)

平成
30
年

7月豪雨



⑤小田川における浸水被害
(岡山県倉敷市)

台風第21号



⑥神戸港六甲アイランドに
おける浸水被害
(兵庫県神戸市)

北海道胆振東部地震



⑦土砂災害の状況
(北海道勇払郡厚真町)

令和
元年

8月前線に伴う大雨



⑧六角川周辺における浸水被害状況
(佐賀県大町町)

房総半島台風



⑨電柱・倒木倒壊の状況
(千葉県鴨川市)

東日本台風



⑩千曲川における浸水被害状況
(長野県長野市)



令和2年7月豪雨



⑪球磨川における浸水被害状況
(熊本県人吉市)

【国土交通省資料より抜粋】



福岡県における近年の豪雨災害について①

平成29年7月九州北部豪雨の概要

- 福岡県の朝倉市、東峰村を中心としたエリアにおいて、**わずか9時間で774mm**という、**短時間に記録的豪雨**を観測
＜福岡県観測：朝倉市黒川(北小路公民館観測所)7月5日12時から21時＞
- ⇒ **観測史上最大**の記録である12時間雨量707mmを上回る雨量＜気象庁観測：東京都(大島観測所)平成25年10月16日＞
- ⇒ 朝倉市の7月平均月間雨量の2倍を超える雨量

降雨状況

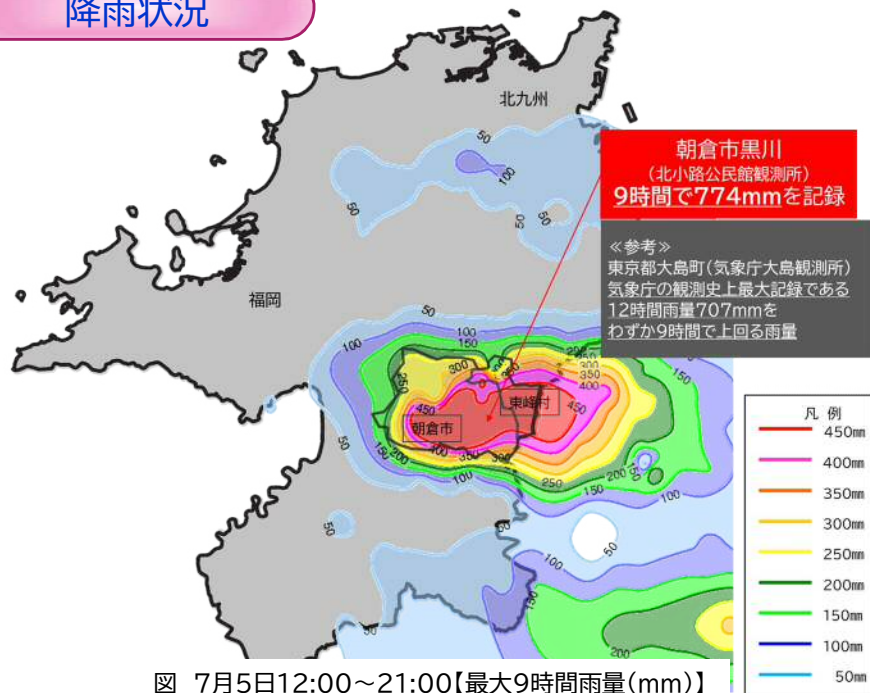


図 7月5日12:00～21:00【最大9時間雨量(mm)】

河川被害の状況

白木谷川、赤谷川



妙見川



白木谷川



赤谷川



北川



福岡県における近年の豪雨災害について②

平成30年7月豪雨の概要

- 7月5日朝から7日朝にかけて、県内の広い範囲で**記録的豪雨**が降り続いた
 ⇒ 福岡県に「50年に1度」の異常気象を基準とする「**大雨特別警報**」を発表(気象庁)
- 那珂川市で602mmを観測したのをはじめ、北九州市、久留米市など気象庁の県内20観測地点のうち、**7地点で48時間雨量の観測史上最大**を記録 ⇒ 多くの地域で、**平年7月の月間雨量を上回る雨量を確認**

降雨状況

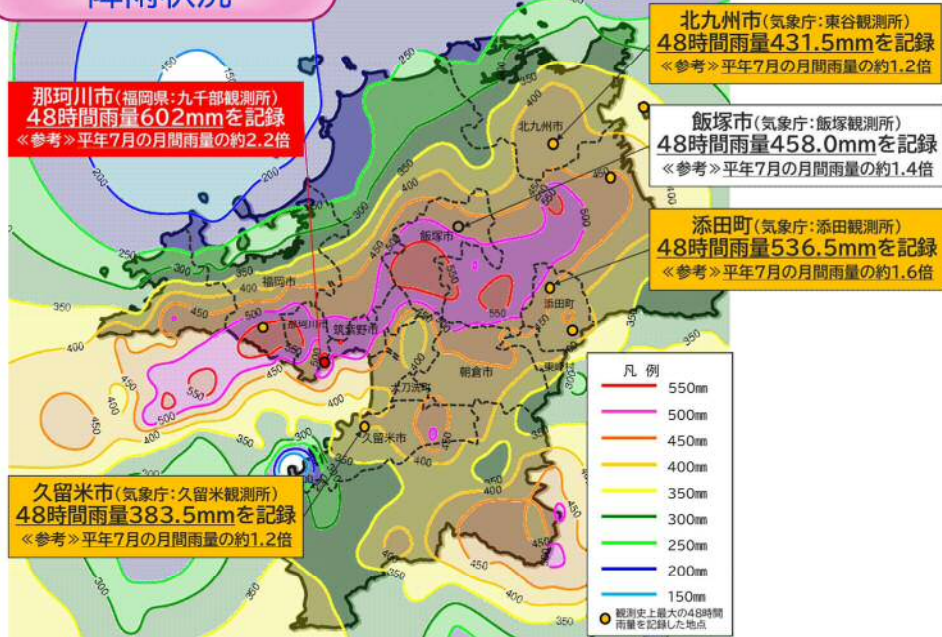
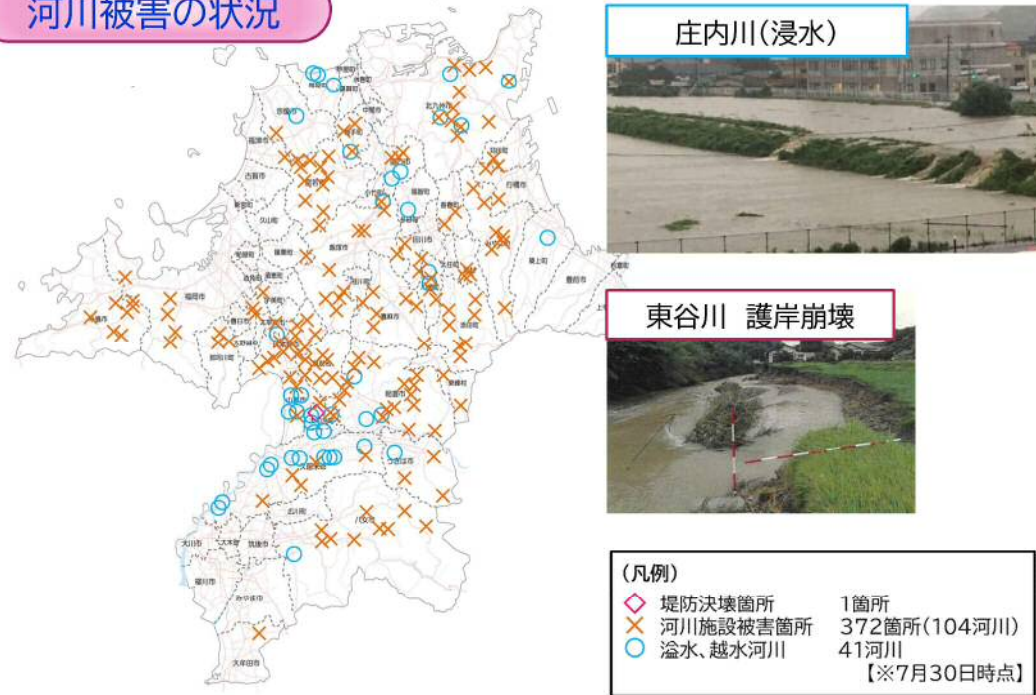


図 7月5日6:00~7日6:00【48時間雨量(mm)】

河川被害の状況



福岡県における近年の豪雨災害について③

令和元年7月21日の大雨の概要

- 久留米市を中心とした局所的エリアで、**24時間雨量351mmを観測**
 <福岡県観測:久留米市新合川(久留米支部局観測所)7月20日16時頃から21日16時頃)>
 ⇒ わずか1日で平年の7月月間雨量を超え、うち**5時間に降雨が集中(260mm/5h)**
- 気象庁の久留米観測所では、**1時間、3時間、6時間、12時間、24時間雨量の全てが観測史上最大を記録**

降雨状況

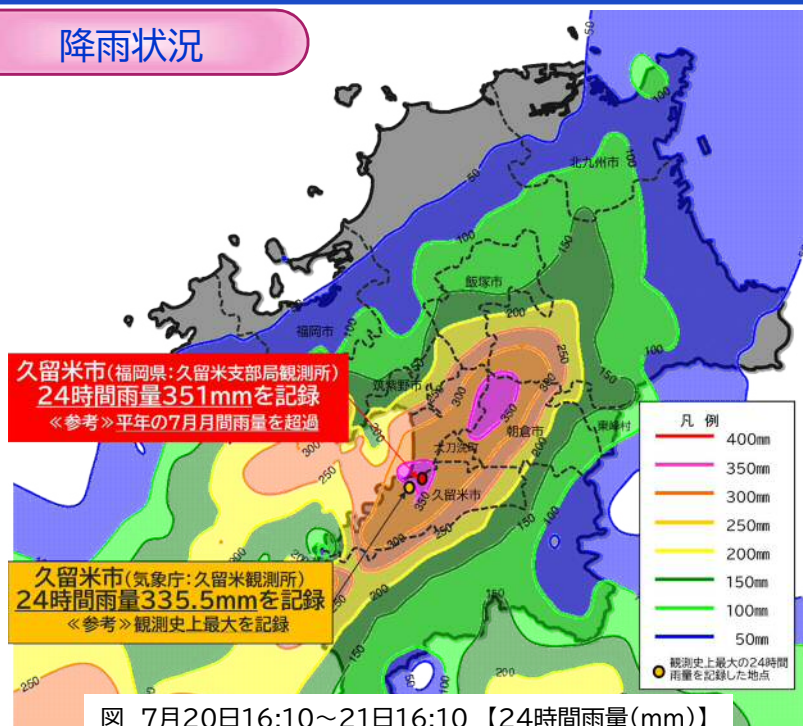
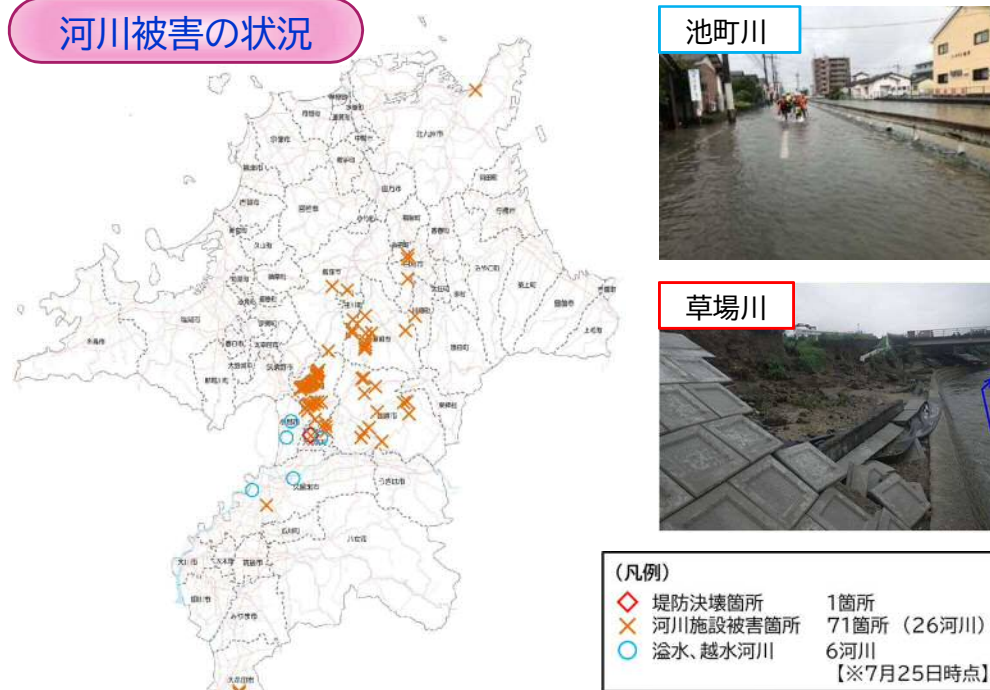


図 7月20日16:10~21日16:10 【24時間雨量(mm)】

河川被害の状況



福岡県における近年の豪雨災害について④

令和元年8月27日からの大雨の概要

- 福岡県では、**3年連続3回目**となる「**大雨特別警報**」が発表(気象庁)され、記録的な大雨を観測
- 那珂川市で422mmを観測したのをはじめ、八女市、久留米市など5観測所(気象庁)で**8月における24時間雨量の過去最大を観測**
 ⇒ 八女市で時間最大雨量87mmを観測、久留米市では3時間雨量と6時間雨量の**観測史上最大**を観測

降雨状況



図 7月27日7:40~28日7:40 【24時間雨量(mm)】

河川被害の状況



福岡県における近年の豪雨災害について⑤

令和2年7月5日からの大雨の概要

- 福岡県では、**4年連続**となる「**大雨特別警報**」(気象庁)が**発表**され、筑後地域から筑豊地域南部で記録的な大雨を観測
- 大牟田市では、48時間で7月の平均雨量の約2倍となる**727mm**の雨を観測
- **大牟田市、久留米市、添田町**など5観測所(気象庁)で**48時間雨量の過去最大**を観測

降雨状況

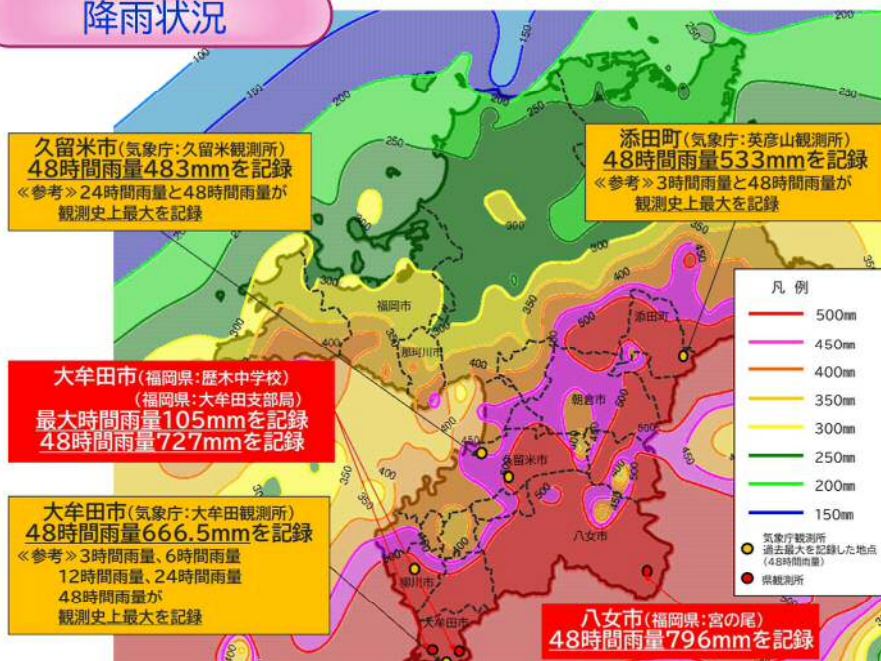


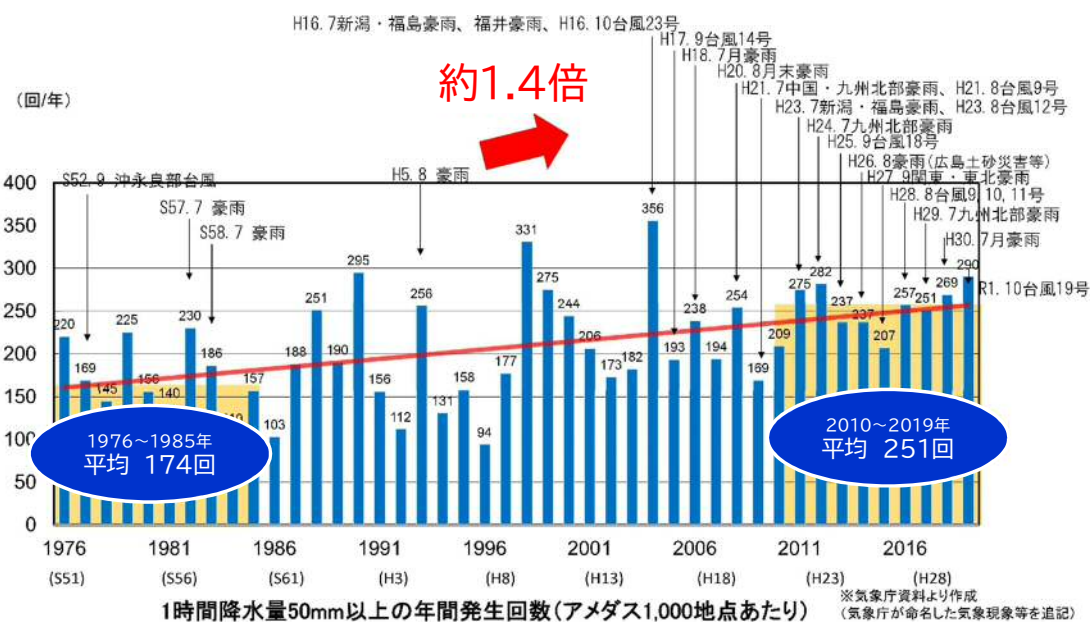
図 7月5日23:30~7日23:30【48時間雨量(mm)】

河川被害の状況



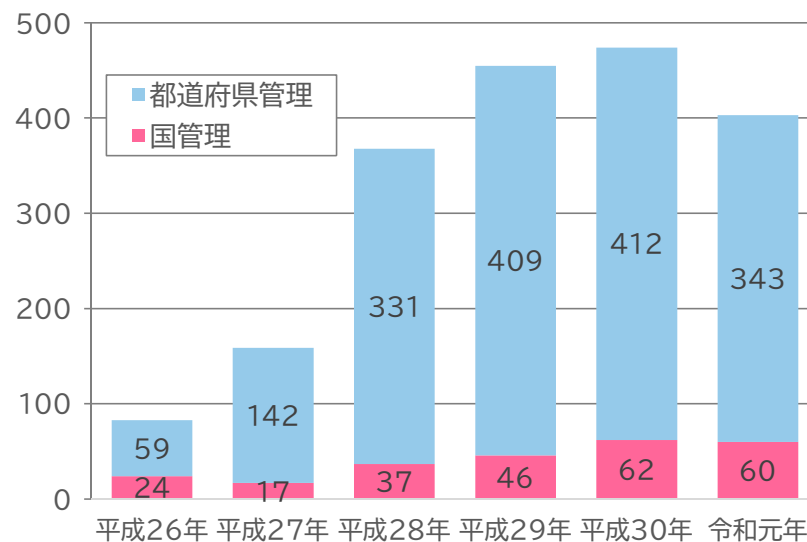
気候変動による自然災害の頻発・激甚化

- 時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が直近30～40年間で約1.4倍に増加。
- 氾濫危険水位(河川が氾濫する恐れのある水位)を超過した河川数は、増加傾向。



【国土交通省資料より抜粋】

氾濫危険水位を超過した河川数

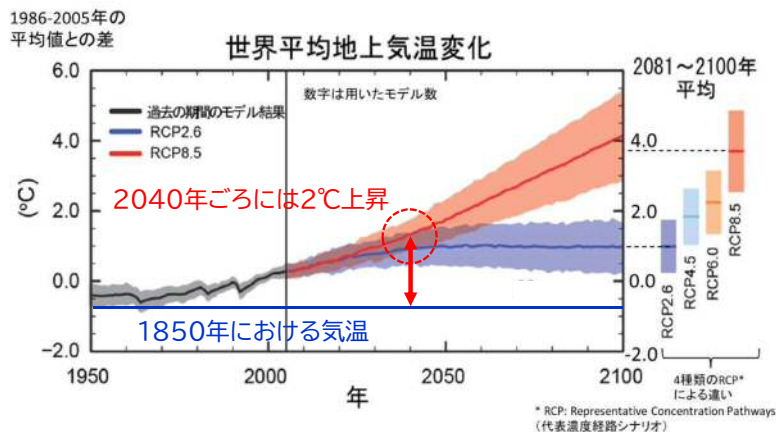


【国土交通省資料をもとに作成】



今後、気候変動による水災害の激甚化・頻発化が懸念

- 2016年11月に発行された「パリ協定」では、産業革命からの平均気温の上昇を2℃以下に抑えることを目標としており、それに基づき政府は「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定。
- 国連IPCCの気候変動シナリオでは、2040年ごろには、産業革命前と比べて**気温が2℃上昇**。
- **気温が2℃上昇**した場合、降水量・河川流量ともに増加し、**洪水発生頻度は2倍**と試算されている。

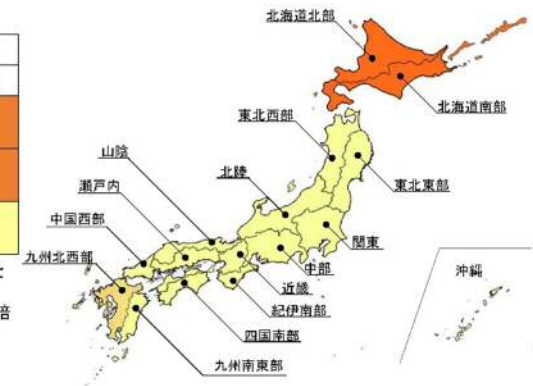


【IPCC第5次報告書WG1】をもとに作成

＜地域区分毎の降雨量変化倍率＞

地域区分	2℃上昇	4℃上昇	
		短時間	
北海道北部、北海道南部	1.15	1.4	1.5
九州北西部	1.1	1.4	1.5
その他(沖縄含む)地域	1.1	1.2	1.3

- ※ 4℃上昇の降雨量変化倍率のうち、短時間とは、降雨継続時間が3時間以上12時間未満のこと3時間未満の降雨に対しては適用できない
- ※ 雨域面積100km²以上について適用する。ただし、100km²未満の場合についても降雨量変化倍率が今回設定した値より大きくなる可能性があることに留意しつつ適用可能とする。
- ※ 年超過確率1/200以上の規模(より高頻度)の計画に適用する。



＜参考＞降雨量変化倍率をもとに算出した、流量変化倍率と洪水発生頻度の変化の一級水系における全国平均値

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
4℃上昇時	約1.3倍	約1.4倍	約4倍

- ※ 2℃、4℃上昇時の降雨量変化倍率は、産業革命以前に比べて全球平均温度がそれぞれ2℃、4℃上昇した世界をシミュレーションしたモデルから試算
- ※ 流量変化倍率は、降雨量変化倍率を乗じた降雨より算出した、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100~1/200)の流量の変化倍率の平均値
- ※ 洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100~1/200)の降雨の、現在と将来の発生頻度の変化倍率の平均値(例えば、ある降雨量の発生頻度が現在は1/100として、将来ではその発生頻度が1/50となる場合は、洪水発生頻度の変化倍率は2倍となる)

【国土交通省資料「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」をもとに作成



気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について 答申

- 国土交通省の諮問機関である、社会資本整備審議会により、令和2年7月に「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について 答申」がとりまとめられた。
- 答申では、**流域全体で治水対策を行う「流域治水」へ転換すべき**であると提言。

これまでの対策

- ・ 施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築。
- ・ 洪水防御効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ。

様々な変化

気候変動の影響	社会の動向	技術革新
今後も水災害が激化。これまでの水災害対策では安全度の早期向上に限界があるため整備の加速と対策手法の充実が必要	人口減少や少子高齢化が進む中、「コンパクト+ネットワーク」を基本とした国土形成により地域の活力を維持するためにも、水災害に強い安全安心なまちづくりが必要。	5G、AI技術やビッグデータの活用、情報通信技術の進展は著しく、これらの技術を避難行動の支援や防災施策にも活用していくことが必要。

対策の重要な観点

強靭性	包括性	持続可能性
甚大な被害を回避し、早期復旧・復興まで見据えて、事前に備える	あらゆる主体が協力して対策に取り組む	将来にわたり、継続的に対策に取り組む、社会や経済を発展させる

これからの対策

気候変動を踏まえた、 計画の見直し	河川の流域全体のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な対策 「流域治水」への転換
--------------------------	---

【気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について答申をもとに作成】



3)流域治水について



「流域治水」の基本的考え方

- 河川・下水道の管理者等が主体となっていく **河川区域**、**氾濫域** を中心とした治水対策に加え、**集水域** を含めた流域全体のあらゆる関係者(国・県・市町村・企業・住民等)全員が協働して、流域全体で水災害を軽減させる対策。
- 地域の特性に応じ、**①はん濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**、**②被害対象を減少させるための対策**、**③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策** をハード・ソフト一体で多層的に進める。



- ①はん濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ・河川改修(河道掘削、堤防整備、遊水地整備 等)
 - ・雨水貯留・排水施設の整備
 - ・学校グラウンド・公園等の治水利用
 - ・ため池の事前放流
 - ・水田の貯留機能向上
 - ・クリークの先行排水
 - ・可搬式排水ポンプ整備
 - ・逆流防止ゲートの設置
 - ・開発行為に係る雨水貯留・浸透施設設置の義務付け など

河川区域 氾濫域 集水域

- ②被害対象を減少させるための対策
- ・立地適正化計画の策定・見直し
 - ・公共施設電気等設備のかさ上げ
 - ・高台整備

など
氾濫域

- ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- ・水位計・監視カメラの設置
 - ・ハザードマップの作成
 - ・避難に着目したタイムライン(行動計画)の確立
 - ・避難所の浸水対策による機能維持
 - ・防災教育や避難訓練等の実施
 - ・はん濫水の早期排水や迅速な復旧のための備え など

氾濫域 集水域

【国土交通省資料より抜粋】

①はん濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策例

■排水施設の耐水化【北九州市の事例】



■校庭や公園等に貯留施設の設置【飯塚市の事例】



■森林整備、治山対策



■調整池の整備事例【中間市の事例】



■下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備【飯塚市の事例】



【国土交通省資料より抜粋】

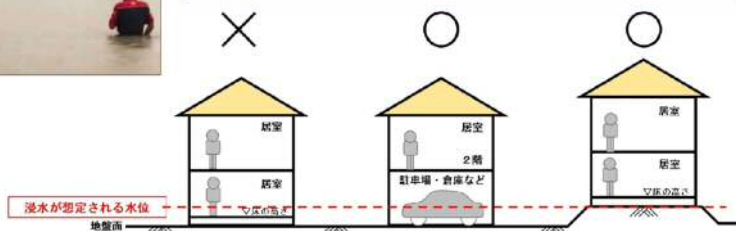
②被害対象を減少させるための対策例

■土地利用に関するルール【飯塚市の事例】



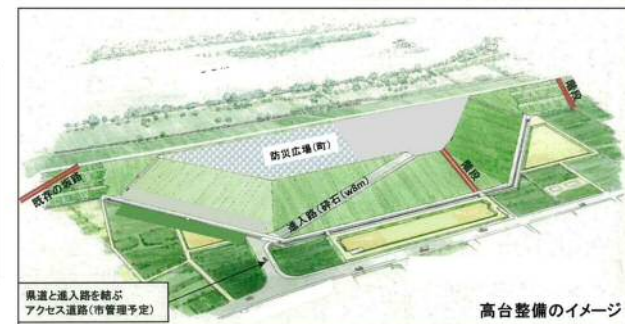
住家の建築における規制のイメージ

浸水の危険性が高い地域において、新たに家屋等の建築などを行う場合に、飯塚市の条例に基づき建築の制限を行う。



■高台整備【遠賀町の事例】

- 遠賀川下流域には遠賀平野が広がり、低平地となっている自治体では、最大約5m程度の洪水浸水想定区域(L2)となっており、避難所や避難経路となる幹線道路が浸水範囲に点在する課題がある。
- 現在、土地区画整理事業や土地開発事業などにあわせて盛土整備による浸水被害軽減や避難所となる高台整備を検討している。



- 高台整備には、河道掘削の土砂を有効利用
 - ・高台避難所(広域)
 - ・防災倉庫
 - ・緊急用ヘリポート
 - ・緊急車両待機所
 等を整備

【国土交通省資料より抜粋】

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策例

■水防災教育の普及・充実、防災知識の普及

- 遠賀川では、遠賀川を題材にした小学5年の社会科(自然災害とともに生きる)、理科(流れる水のはたらき)の教材を教育委員会や小学校の協力を得て作成し、流域内への普及を図る。
- また、小中学校や自治会等からの要請により、生物調査や水質調査、流水実験等の出前講座を住民団体や自治体と連携して実施。



■効率的かつ的確な水防活動や施設操作の実施(遠賀川合同巡視)



■水害リスク情報の周知(マイ・タイムラインの活用)



■避難に資するリアルタイム情報の提供

遠賀川流域の完了状況 15市町 (R3年3月時点)
北九州市、直方市、小竹町、芦屋町、田川市、中間市、遠賀町、宮若市、水巻町、添田町、糸田町、嘉麻市、大任町、福智町、飯塚市 (令和3年3月継続予定)



【国土交通省資料より抜粋】

流域治水プロジェクトについて

- 「流域治水プロジェクト」とは、河川整備に加え、流域の市町村などが実施する雨水貯留浸透施設の整備や災害危険区域の指定等による土地利用規制・誘導、利水ダムの事前放流等、**流域内のあらゆる関係者の協働による治水対策の全体像**をとりまとめたもの。
- 本協議会では、「流域治水プロジェクト」を策定・公表し、「流域治水」の計画的な推進するため**協議・情報共有等**を行う。

★ 戦後最大（昭和XX年）と同規模の洪水を安全に流す
★ 浸水範囲（昭和XX年洪水）



流域治水プロジェクト イメージ

【ポイントその①】 様々な対策とその実施主体を見える化

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

・堤防整備、河道掘削、ダム建設・再生、砂防固施設や雨水排水網の整備 等



河道掘削
(石狩川水系、北海道開発局)



公園貯留施設整備
(名取川水系、仙台市)



用水路の事前水位低下による雨水貯留
(吉井川水系、岡山市)

② 被害対象を減少させるための対策

・土地利用規制・誘導、止水板設置、不動産業界と連携した水害リスク情報提供 等



二線堤の保全・拡充
(越前川水系、大洲市)



災害危険区域設定
(久慈川水系、紫陽太田町)



住宅地盤嵩上げに対する助成
(横川水系、小松市)

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

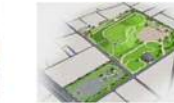
・マイ・タイムラインの活用、危機管理型水位計、監視カメラの設置・増設 等



自主防災活動による農機設置
(雄略川水系、たつの市)



避難訓練の支援
(五ヶ瀬川水系、高千穂町)



公園等を活用した高台の整備
(庄内川水系、名古屋市)

【ポイントその②】 対策のロードマップを示して連携を推進

・目標達成に向けた工程を段階的に示し、実施主体間の連携を促進

- 短期：被災箇所の復旧や人口・資産が集中する市街地等のハード・ソフト対策等、短期・集中対策によって浸水被害の軽減を図る期間（概ね5年間）
- 中期：実施中の主要なハード対策の完了や、居住誘導等による安全なまちづくり等によって、当面の安全度向上を図る期間（概ね10年～15年間）
- 中長期：戦後最大洪水等に対して、流域全体の安全度向上によって浸水被害の軽減を達成する期間（概ね20～30年間）

<ロードマップのイメージ>

区分	主な対策内容	実施主体	工程	
			短期	中長期
浸水被害の軽減、被害の軽減	治水施設、治水施設、治水施設	市町村、民間企業、市民団体	短期	短期
被害対象を減少させるための対策	土地利用規制・誘導、止水板設置	市町村	短期	短期
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	マイ・タイムラインの活用、監視カメラの設置・増設	市町村	短期	短期
流域全体の安全度向上	流域全体の安全度向上	市町村	短期	短期

【ポイントその③】 あらゆる関係者と協働する体制の構築



流域治水協議会開催の様子

- ・全国109の一級水系全てにおいて、総勢2000を超える、国、都道府県、市町村、民間企業等の機関が参画し、協議会を実施。
- ・地方整備局に加え、地方農政局や森林管理局、地方気象台が協議会の構成員として参画するなど、省庁横断的な取組として推進

【国土交通省資料より抜粋】



流域治水プロジェクトの例(一級河川 遠賀川水系)

遠賀川水系流域治水プロジェクト【最終とりまとめ】

～観測史上最高水位を観測した平成30年洪水に対応した流域21市町村一体となった防災・減災対策～

○令和元年東日本台風では、戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、遠賀川水系においても、事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、戦後最大の平成30年7月洪水と同規模の洪水に対して、本川の堤防からの越水を回避するなど、流域における浸水被害の軽減を図る。



様々な対策とその実施主体を見える化

■ はん濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河道掘削、堤防整備、護岸整備、橋梁架替、堰改築、排水機場の整備、耐水化の取組 等
- 下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
- 校庭や公園等に貯留施設の設置
- 利水ダム等10ダムにおける事前放流等の実施、体制構築
- (関係機関：福岡県、北九州市、飯塚市、直方市、福智町、土地改良区など)
- 農業水利施設の整備・有効活用
- ため池等の補強・有効活用
- 水田の貯留機能向上
- 森林整備、治山対策 等

■ 被害対象を減少させるための対策

- 土地利用に関するルールづくり
- 立地適正化計画の策定・見直し
- 高台整備 等

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 水防災教育の普及・充実、防災知識の普及
- 大規模な洪水の発生を想定した安全な避難場所等の確保
- 避難に着目したタイムライン(行動計画)の確立
- 効率的かつ的確な水防活動や施設操作の実施
- 氾濫水の早期排水や迅速な復旧のための備え
- 水害リスク情報の周知
- 避難に資するリアルタイム情報の提供 等

第1回 福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称)
第1回 北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称)

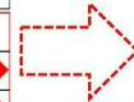
流域治水プロジェクトの例(一級河川 遠賀川水系)

遠賀川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～観測史上最高水位を観測した平成30年洪水に対応した流域21市町村一体となった防災・減災対策～

- 遠賀川では、流域全体を俯瞰し、国、県、市町村が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
【短期】遠賀川本川の中下流部等では、河道掘削や築堤等を実施するとともに、既存ダムの洪水調整機能の強化、雨水貯留施設等の対策を進めることで、平成30年洪水で浸水被害が発生した区間の浸水被害軽減を目指す。
- 【中長期】遠賀川本川及び支川では、堰改築や河道掘削等を実施し、流域全体の浸水被害軽減を目指す。
- あわせて、流域の特徴を踏まえ、水防災教育の普及・充実、防災知識の普及や避難に着目したタイムライン(行動計画)の確立等のソフト対策等、流域が一体となって被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を推進する。

区分	対策内容	実施内容	実施主体	工程	
				短期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	洪水氾濫対策	本川中下流部の浸水被害を軽減するための対策(河道掘削、築堤等) 本川上流及び支川の浸水被害を軽減するための対策(堰改築、河道掘削等)	遠賀川河川事務所、福岡県、北九州市 等	本川中下流部	本川上流及び支川
	内水氾濫対策	下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備	福岡森林管理署、福岡県、森林整備センター九州整備局、流域21市町村 等		
	流域の雨水貯留機能の向上	校庭や公園等に貯留施設の設置 農業水利施設の整備・有効活用、ため池等の補強・有効活用、水田の貯留機能向上 森林整備、治山対策			
	流水の貯留機能の拡大	利水ダム等10ダムにおける事前放流等の実施、体制構築		遠賀川河川事務所、福岡県、北九州市、関係機関 等	
被害対象を減少させるための対策	水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫	土地利用に関するルールづくり	遠賀川河川事務所、福岡県、流域21市町村 等		
		立地適正化計画の策定・見直し			
		安全な避難場所の確保のための取り組み			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	土地の水災害リスク情報の充実	水防災教育の普及・充実、防災知識の普及	遠賀川河川事務所、福岡県、流域21市町村 等		
		水害リスク情報の周知			
		避難に資するリアルタイム情報の提供			
	避難体制等の強化	大規模な洪水の発生を想定した安全な避難場所等の確保			
		避難に着目したタイムライン(行動計画)の確立			
関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化	氾濫水の早期排水や迅速な復旧のための備え				



気候変動を踏まえた更なる対策を推進

■河川対策 (約469億円)
■下水道対策 (約57億円)

対策のロードマップを示して連携を推進

○目的達成に向けた工程を段階的に示し、実施主体間の連携を促進

短期：被災箇所の復旧や人口・資産が集中する市街地のハード・ソフト対策等、短期・集中対策によって浸水対策によって浸水被害の軽減を図る期間 (概ね5年間)

中期：実施中の主要なハード対策の完了や、居住誘導等によって、当面の安全度向上を図る期間 (概ね10～15年間)

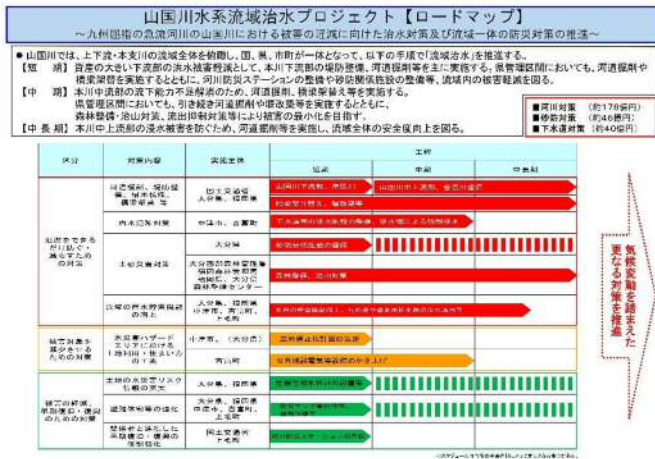
中長期：戦後最大洪水等に対して、流域全体の安全度向上によって浸水被害の軽減を達成する期間 (概ね20～30年間)

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合あり

【国土交通省資料より】



流域治水プロジェクトの例(その他の県内一級水系)



【国土交通省資料より】

第1回 福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称)
第1回 北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称)



(2) 協議会規約(案)について

協議会の規約(案)

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)	北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)
(名称)	(名称)
第1条 本協議会は「 福岡・前原・那珂 圏域 流域治水協議会(仮称)」(以下「協議会」という。)と称する。	第1条 本協議会は「 北九州・宗像 圏域 流域治水協議会(仮称)」(以下「協議会」という。)と称する。
(目的)	(目的)
第2条 本協議会は、近年の激甚な水災害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、別表1の水系の流域(以下「 福岡・前原・那珂 圏域」という。)において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。	第2条 本協議会は、近年の激甚な水災害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、別表1の水系の流域(以下「 北九州・宗像 圏域」という。)において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。
(協議会の構成)	(協議会の構成)
第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。	第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。



協議会の規約(案)

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)	北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)
(協議会の実施事項)	(協議会の実施事項)
第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 (1) 福岡・前原・那珂 圏域で行う流域治水の全体像の共有・検討等。 (2) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 (4) その他、「流域治水」に関して必要な事項。	第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 (1) 北九州・宗像 圏域で行う流域治水の全体像の共有・検討等。 (2) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 (4) その他、「流域治水」に関して必要な事項。
(幹事会の構成)	(幹事会の構成)
第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。	第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

協議会の規約(案)

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)	北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)
<p>4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。</p> <p>5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。</p>	<p>4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。</p> <p>5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。</p>
(会議の公開)	(会議の公開)
<p>第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。</p>	<p>第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。</p>
(協議会資料等の公表)	(協議会資料等の公表)
<p>第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p>	<p>第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p>

協議会の規約(案)

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)	北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)
<p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p>	<p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>(事務局)</p>
<p>第8条 協議会及び幹事会の円滑な推進のため事務局を置く。</p>	<p>第8条 協議会及び幹事会の円滑な推進のため事務局を置く。</p>
<p>2 事務局は福岡県県土整備部河川整備課に置く。</p>	<p>2 事務局は福岡県県土整備部河川整備課に置く。</p>
<p>(雑則)</p>	<p>(雑則)</p>
<p>第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p>	<p>第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p>
<p>(附則)</p>	<p>(雑則)</p>
<p>第10条 本規約は、令和3年5月 日から施行する。</p>	<p>第10条 本規約は、令和3年5月 日から施行する。</p>

協議会の規約(案)

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)

別表1

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称) 主な対象水系

なかがわ
中川水系
だいこんがわ
大根川水系
みなとがわ
湊川水系
とう はるがわ
唐の原川水系
たたらがわ
多々良川水系
みかさがわ
御笠川水系
なかがわ
那珂川水系
ひいがわ
樋井川水系
むろみがわ
室見川水系
ながらがわ
名柄川水系
じゅうろうがわ
十郎川水系

北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)

別表1

北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称) 主な対象水系

ぬきがわ
貫川水系
ちくまがわ
竹馬川水系
あいわりがわ
相割川水系
おくはたがわ
奥畑川水系
きよたきがわ
清滝川水系
おおかや
大川水系
むらなかがわ
村中川水系
むらさきがわ
紫川水系
いたびつがわ
板櫃川水系
ばちがわ
撥川水系
わりこがわ
割子川水系



協議会の規約(案)

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)

ななでらがわ

七寺川水系

えのくちがわ

江ノ口川水系

ずいばいしがわ

瑞梅寺川水系

さくらいがわ

桜井川水系

らいざんがわ

雷山川水系

いきさんがわ

一貴山川水系

かもがわ

加茂川水系

ふくよしがわ

福吉川水系

北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)

きんざんがわ

金山川水系

かなてがわ

金手川水系

やはしがわ

矢矧川水系

しおいりがわ

汐入川水系

つりがわ

釣川水系

てびかいまがわ

手光今川水系

さいごうがわ

西郷川水系

協議会の規約(案)

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)

別表2

福岡・前原・那珂 圏域 流域治水協議会(仮称) 名簿(案)

福岡市長
筑紫野市長
春日市長
大野城市長
太宰府市長
古賀市長
糸島市長
那珂川市長
宇美町長
篠栗町長
志免町長
須恵町長
新宮町長
久山町長
粕屋町長

気象庁 福岡管区气象台 気象防災部 予報課長
林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署長

北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)

別表2

北九州・宗像 圏域 流域治水協議会(仮称) 名簿(案)

北九州市長
宗像市長
福津市長
岡垣町長

気象庁 福岡管区气象台 気象防災部 予報課長
林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署長

協議会の規約(案)

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター
九州整備局長

福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長
 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長
 農林水産部 農山漁村振興課長
 農林水産部 林業振興課長
 県土整備部 道路維持課長
 県土整備部 河川管理課長
 県土整備部 河川整備課長
 県土整備部 港湾課長
 県土整備部 砂防課長
 建築都市部 都市計画課長
 建築都市部 公園街路課長
 建築都市部 下水道課長
 教育庁 教育総務部 施設課長
 福岡農林事務所長
 福岡県土整備事務所長
 那珂県土整備事務所長

北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター
九州整備局長

福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長
 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長
 農林水産部 農山漁村振興課長
 農林水産部 林業振興課長
 県土整備部 道路維持課長
 県土整備部 河川管理課長
 県土整備部 河川整備課長
 県土整備部 港湾課長
 県土整備部 砂防課長
 建築都市部 都市計画課長
 建築都市部 公園街路課長
 建築都市部 下水道課長
 教育庁 教育総務部 施設課長
 福岡農林事務所長
 八幡農林事務所長
 北九州県土整備事務所長



協議会の規約(案)

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)

北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)

別表3

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会 幹事会(仮称) 名簿(案)

福岡市 道路下水道局
 計画部 河川計画課長、計画部 計画調整課長、
 計画部 下水道計画課長
 総務企画局
 (水資源担当)課長
 市民局
 防災危機管理部 地域防災課長、
 防災・危機管理部 防災推進課長
 農林水産局
 総務農林部 森林・林政課長、総務農林部 農業施設課長
 住宅都市局
 都市計画部 都市計画課長、住宅部 住宅建設課長、
 建築指導部 建築指導課長、
 地域まちづくり推進部 地域計画課長、
 花とみどりのまち推進部 みどり整備課長
 水道局
 計画部 計画課長、浄水部 水管理課長
 交通局
 建設部 技術課長

別表3

北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称) 幹事会 名簿(案)

北九州市 危機管理室
 災害対策担当課長
 産業経済局
 農林水産部 農林施設担当課長
 建設局
 道路部 道路維持課長、公園緑地部 緑政課長、
 河川部 水環境課長、河川部 河川整備課長
 建築都市局
 計画部 都市計画課長、計画部 開発指導課長、
 指導部 建築指導課長、都市再生部 都市再生整備課長、
 住宅部 住宅計画課長
 港湾空港局
 港湾整備部 計画課長
 上下水道局
 下水道部 下水道計画課長
 宗像市 維持管理課長、下水道課長、農業振興課長、危機管理課長
 福津市 建設課長、都市管理課長、下水道課長
 岡垣町 都市建設課長



協議会の規約(案)

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)	北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称)規約(案)
<p>福岡市 教育委員会 教育環境部 施設課長</p> <p>筑紫野市 土木課長、維持管理課長、危機管理課長、 上下水道工務課長、農政課長</p> <p>春日市 安全安心課長、下水道課長</p> <p>大野城市 建設環境部 建設管理課長、 上下水道局 上下水道工務課長 危機管理部 安全安心課長、危機管理部 危機管理課長</p> <p>太宰府市 建設課長、防災安全課長</p> <p>古賀市 総務課長、管財課長、農林振興課長、都市整備課長、 建設課長、上下水道課長、教育総務課長</p> <p>糸島市 危機管理課長、農林水産課長、建設課長、下水道課長</p> <p>那珂川市 安全安心課長、建設課長</p> <p>宇美町 都市整備課長、環境農林課長、危機管理課長</p> <p>篠栗町 都市整備課長、産業観光課長</p> <p>志免町 都市整備課長</p> <p>須恵町 都市整備課長、総務課長</p> <p>新宮町 都市整備課長、地域協働課長、上下水道課長</p> <p>久山町 都市整備課長</p> <p>粕屋町 道路環境整備課長、地域振興課長、上下水道課長、 都市計画課長、協働のまちづくり課長</p>	

(3) 今後のスケジュール(案)について

今後のスケジュール(案)



～ 天災は忘れる間もなくやってくる ～

